



第6章 第2次市川市第下水道中期ビジョンのロードマップ

各施策の実行スケジュールと数値目標をロードマップとしてとりまとめました。今後は、このマップに従った着実な施策の実行と事業の進捗管理を進めていきます。

なお、市川市下水道中期ビジョンの目標実現のため、中間期にも目標を設定し各施策について必要な見直しを行う機会とします。

| 基本方針 | 施策 | 事業項目 | 目標項目と算定方法 | ⑨ の脱 推進 素 化 | ⑩ D X の 推 進 | 令和7年度までの実績 | ← 中期ビジョン 前期5年 → | | | | | R12末 前期5ヶ年での 目標数量・数値 | ← 中期ビジョン 後期5年 → | | | | | R17末 10年間の 目標数量・数値 |
|-----------------------------|-------------------|------------------------|---------------------------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------------|-----------------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------------------|------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------------------|
| | | | | | | | 令和8年度 2026 | 令和9年度 2027 | 令和10年度 2028 | 令和11年度 2029 | 令和12年度 2030 | | 令和13年度 2031 | 令和14年度 2032 | 令和15年度 2033 | 令和16年度 2034 | 令和17年度 2035 | |
| 基本方針1 安心な暮らしを支える 下水道 | ①浸水対策 | 整備優先区域における 雨水管の整備 | 計画期間内に対策する 整備面積 | ○ | ○ | 72.5ha (整備優先区域全 727.94ha) | 市川南、高谷・田尻地区関連管渠整備 | | | | | 16.1ha (累計88.57ha) | 市川南、高谷・田尻地区関連管渠整備 | | | | | 23.2ha (累計95.64ha) |
| | ②地震対策 ③老朽化対策 | 管路施設の改修 | 菅野処理区の 対策実施延長 | ○ | ○ | 6.0km (菅野処理区の管渠延長 66.40km) | 管路施設の改修・修繕・状態監視 | | | | | 31.0km (累計37.0km) | 管路施設の改修・修繕・状態監視 | | | | | 54.0km (累計60.0km) |
| | | ポンプ場の改修 | 改修工事着手数 | ○ | ○ | 1ポンプ場 (全12ポンプ場) | 菅野、相之川第一、欠真間ポンプ場の修繕・改築 | | | | | 3ポンプ場 (累計4ポンプ場) | 新井、本行徳ポンプ場の修繕・改築 | | | | | 5ポンプ場 (累計6ポンプ場) |
| | | 柵渠の改修 | 計画期間内に対策する 柵渠の改修延長 | ○ | | 3.6km (改修対象延長9.3km) | 異常判定A・Bランクの柵渠の改修 ○南部地区完了 | | | | | 2.3km (累計5.9km) | 異常判定A・Bランクの柵渠の改修 ○北中部地区完了 | | | | | 4.4km (累計8.0km) |
| | | 排水ポンプ施設の改修 | 改修工事着手数 | ○ | ○ | 2機場 (全12機場) | 須和田排水機場 原木第一排水機場 | | | | | 2機場 (累計4機場) | 宮久保排水機場 北方ポンプ場 | | | | 本北方排水機場 | 5機場 (累計7機場) |
| 基本方針2 快適な暮らしにつなげる 下水道 | ④未普及対策 | 下水道(汚水)整備推進 | 下水道普及率 (下水道処理区域内人 口/行政人口) | ○ | | R6年度実績 80.2% R7年度未見込み 81.2% | 優先性を考慮した下水道の整備 | | | | | 90.7% | 優先性を考慮した下水道の整備 その他の下水道整備 | | | | | 97.2% |
| | ⑤公共用水域の 水質保全 | 水洗化の促進 | 水洗化率(水洗化人口/ 下水道処理区域内人 口) | ○ | ○ | R6年度未実績 90.8% | 水洗化の促進 | | | | | 91.5% | 水洗化の促進 | | | | | 94.4% |
| | ⑥水循環の再生 | グリーンインフラの促進 | 雨水貯留・浸透施設の 設置数 | ○ | | R6年度実績 222件 R7.11月迄実績 123件 | 雨水貯留・浸透施設設置の促進 | | | | | 200件/年 | 雨水貯留・浸透施設設置の促進 | | | | | 200件/年 |
| 基本方針3 未来に生きる下水道 | ⑦経営基盤の強化 | 経営状況の点検 | 経費回収率 (使用料収入/汚水処理 費×100) | | ○ | R6年度経費回収率 95.4% | 下水道使用料の適正水準の検討 | | | | | 100% 以上の維持 | | | | | 下水道使用料の適正水準の検討 | 100% 以上の維持 |
| | ⑧下水道中期 ビジョンの推進 | 数値指標を用いた本ビジョンの 進捗管理 | 下水道中期ビジョンに 掲げる事業の進捗状況 の公表(1回/年) | ○ | ○ | 毎年4月、市公式Web サイトにて公表 | 進捗管理と公表、PDCAの実践 | | | | | 1回/年 | 進捗管理と公表、PDCAの実践 | | | | | 1回/年 |



用語集

あ行

アセットマネジメント

下水道を資産として捉え、下水道施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な資産の状態を予測すると共に、予算制約を考慮して、下水道施設を計画的、且つ効率的に管理する手法のこと。

市川市環境基本計画

環境基本条例により策定が義務づけられ、本市の良好な環境を未来へ引き継いでいくため、環境の保全及び創造に関する基本的な方向性をまとめた計画のこと。

市川市下水道事業経営戦略

経営の効率化と持続可能性の確保を目的とした令和7年度から令和17年度までの中長期の経営の基本計画のこと。令和元年度に策定し、令和6年度に改定した。

市川市災害時受援計画

大規模災害時に他自治体や関係機関からの応援を円滑に受け入れるための計画のこと。

市川市総合計画 2050

長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくための根幹となる市の最上位計画のこと。

市川市都市計画マスタープラン

都市計画法(第18条の2)に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めた計画のこと。

一般会計

会計区分のひとつで、地方公共団体の行政経営の基本的な経費を網羅した会計のこと。これに対して特定の事業を行い、特定の歳入を特定の歳出に充てるため、経理を独立して設けられるものを特別会計という。

ウォーターPPP

上下水道事業において、施設の整備・更新・運転管理等を、民間事業者の技術力や経営ノウハウを活用し、官民が役割分担して実施する官民連携手法のこと。



雨水浸透施設

敷地に降った雨水を地下へ^{かんよう}涵養させることで雨水の流出抑制を図るための施設で、雨水浸透柵、雨水浸透トレンチ（管）、雨水浸透舗装などがある。

雨水管理総合計画

激甚化する大雨や浸水被害に対し、下水道による対策を計画的・効率的に進めるための総合計画のこと。なお、管渠や貯留施設の整備といった「ハード対策」と、ハザードマップの作成などの「ソフト対策」を適切に組み合わせ、浸水被害の軽減を図る施策を定めたもの。

雨水公費・汚水私費の原則

雨水処理は公共の利益となるため税金（公費）でまかない、日常生活で発生する污水处理は原因者である使用者が負担するという原則のこと。

雨水貯留・浸透施設設置助成制度

雨水タンクや浸透施設の設置を促進するため、市が設置費用の一部を助成する制度のこと。

東京湾流域別下水道整備総合計画

江戸川左岸流域及び印旛沼流域における下水道整備や施設計画の基本方針を定めた計画のこと。関連市町村（市川市、浦安市、松戸市、流山市、野田市、柏市、船橋市、鎌ヶ谷市）

か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、省エネによる「削減量」や植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロとすることを意味する。

概成

人口が多く張り付いている区域として「臨海部の工業系用途等を除く市街化区域」約3,400haを「優先性を考慮した整備区域」として位置付け、この区域の下水道整備を実施することで、下水道普及率が97%程度となる状態のこと。

管渠の耐震化

地震時の揺れによる管渠のずれや地盤液状化によるマンホールの浮上などの地震の影響を抑制する等の管路施設の対策を行うこと。



官民連携

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもので様々な方式がある。

涵養【かんよう】

地表の水（降水や河川水）が浸透して、帯水層に水が補給されること。

企業債

地方公営企業が施設の建設・改良等に要する資金に充てるための債務のこと。

下水道ビジョン 2100

将来の下水道事業のあるべき姿を示した国の長期ビジョンであり、持続可能な下水道システムの構築を目指すもの。

企業会計方式

下水道事業などの公営企業において、民間企業と同様に収益・費用を明確にして経営状況を把握する会計方式のこと。

業務継続計画（BCP）

災害発生時にも業務を中断させない、たとえ中断しても可能な限り短い時間で業務を再開するために必要な対応策を定める計画のこと。

緊急輸送路

災害時に救助・救援活動や物資輸送を行うために優先的に確保される道路のこと。

繰入金


総務省の繰出基準に定められている経費や、基準には定めがないものの、下水道使用料を充てることが適当でない経費について、一般会計から繰り入れる資金のこと。

グリーンインフラ

自然の持つ機能（緑、水循環など）を、災害緩和（雨水貯留・浸透）、ヒートアイランド現象緩和、生物多様性保全、レクリエーションなど、社会・経済的な価値として活用する「緑のインフラ」整備のこと。

経費回収率

汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収の程度を示す指標のこと。下水道使用料を汚水処理費で除すことにより算出する。



下水道使用料

下水道法に基づいて、下水道を利用している使用者に対して課す料金のことで、維持管理費や建設公債費に充てられるもの。

下水道処理区域内人口

公共下水道の供用が開始され、下水道を利用できる環境にある区域に居住する人口のこと。令和6年度末時点では、約39万7,800人となっている。

下水道台帳

下水道法でその作成と保管が義務付けられている管路施設、ポンプ施設、処理場施設の位置、構造、仕様及び設置時期などを記載したもの。

下水道普及率

行政区域内の総人口に占める下水道が整備された区域に住む人口の比率のこと。

公営企業

経済性の発揮による公共の福祉増進と、事業収入により経営を行う「独立採算制」の経営を原則とする、地方公共団体が特別会計を設けて経営する企業のこと。

校庭貯留施設

学校の校庭を利用し、降雨時に一時的に雨水を貯留することで浸水被害を軽減する施設のこと。

公共用水域

水質汚濁防止法に定められる公共利用のための水域や水路（河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他の公共のように供される水域または水路）のこと。

高度処理合併浄化槽

トイレの汚水と生活雑排水（風呂、台所等）を同時に処理し、さらに標準的な浄化槽よりも高い性能で窒素やリン、BOD（有機汚れ）を除去できる設備のこと。

合流式下水道

汚水及び雨水を同一の管渠で排除・処理する方式のこと。分流式に比べ管路施設の建設が容易（経済的・効率的）である一方、雨天時に汚水の一部が公共用水域へ未処理で排出されるため、汚濁負荷量、病原性微生物等による公衆衛生上の安全性、きょう雑物による景観に関する課題がある。

※昭和45年12月の下水道法改正以降に策定された下水道計画は分流式下水道により整備が行われている。



さ行

新下水道ビジョン加速戦略

下水道ビジョンの実現に向けて、ストックマネジメントや官民連携などの取組みを加速するための国の戦略のこと。

水洗化率

下水道処理区域内人口に占める水洗化人口（実際に下水道に接続し、使用している人口）の比率のこと。

市民あま水条例

正式名称：「市川市宅における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例」

市内の宅地における雨水の地下への浸透や有効利用についての施策を押し進めていくことを定めた条例のこと。

ストックマネジメント

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化する手法のこと。

スフィア基準

災害時の人道支援における最低基準を示した国際的な指針のこと。

整備優先区域

雨水管渠整備事業を優先的に行う区域のこと。具体的には浸水常襲地域である市川南地区（市川南第1、第2、第4排水区）及び、高谷・田尻地区（高谷・田尻排水区）のこと。

ソフト対策

情報の提供や仕組みづくりで浸水被害を最小化する対策のこと。内水ハザードマップの公表、水位情報の配信、避難体制の整備などが含まれている。施設の能力を超える大雨に対し、迅速な避難や浸水防止を促す「減災」を目的としている。

た行

耐用年数

価値を保ちながら使用できる期間。主に管路（下水管）で約50年、ポンプ場や処理場の機械・電気設備で10年～30年である。



地方公営企業法

地方公共団体の経営する企業の組織、財務等について定めた法律のこと。

長寿命化

時間とともに老朽化していく施設の予防保全的な管理及び管渠内面の被覆あるいは部分取替等により施設の耐用年数を伸ばすことで機能を維持すること。

デザインビルド方式

設計（Design）と施工（Build）を一括で発注する方式のこと。施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が見込まれる。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへ変革すること。

都市下水道事業

市街地の浸水被害を防ぐため、市町村が主に雨水を排除・排水する施設を設置・管理する事業のこと。

取付管

公共下水道管と各家庭や事業所の排水設備を接続する管のこと。

は行

ハード対策

下水道管（雨水・汚水）やポンプ場、貯留池などの施設整備による直接的な対策のこと。

PDCA

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法のこと。

ヒートアイランド現象

都市部で建物や舗装の増加により気温が周辺地域より高くなる現象のこと。

分流式下水道

汚水と雨水を別々の管路系統で排除する方式。分流式は汚水のみを処理場に導く方式であるため雨天時に汚水が公共用水域に排出されることがなく、水質汚濁防止上有利である。在来の雨水排除施設が比較的整備されている地域では、それらの施設を有効に活用することができるため、経済的に下水道の普及を進めることができること。



保水・遊水機能の低下

都市化により地面の浸透機能や一時的な雨水貯留機能が低下し、雨水流出量が増加する現象のこと。

や行

湧水

地下水が地表に自然に出てきたもののこと。

ら行

ライフサイクルコスト（LCC）

ある施設における初期建設コストにその後に発生する維持管理費や更新費用などを加えた当該施設の建設から存続、廃止までに投じた総額費用のこと。

流域下水道への編入

市町村が管理する下水処理を、都道府県が管理する流域下水道へ接続・移行すること。

流域治水

河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策のこと。

老朽化状態の可視化

施設の劣化状況や健全度を調査・分析し、客観的に把握できるようにすること。

老朽化対策

社会資本として整備してきた各種施設が整備後の経過年数がかさむにつれ、老朽化がますます進行してしまうことになる。老朽化の進行は社会生活に悪影響を与える要因ともなるので、これら老朽化していく施設への対応を図るための対策のこと。老朽化対策の手法のひとつとして、施設の延命化を図る長寿命化対策がある。



市川市下水道中期ビジョン

発行日 令和8年3月
企画・編集 市川市下水道部
発行者 市川市
〒272-8501
千葉県市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-334-1111 (代表)
<https://www.city.ichikawa.lg.jp/>

再生紙を使用しています。

All rights reserved Copyright(c) 市川市 2026



市川市下水道中期ビジョン